医科点数等Ｑ＆Ａ
（新型コロナウイルス感染症の特例措置等）
Ｑ１訪問診療を行っている患者に対して、訪問診療と同一日に、市町村との委託契約に基づき、新型コロナワクチン接種に係る診療等を実施した場合、訪問診療に対して在宅患者訪問診療料（Ⅰ）又は（Ⅱ）は算定できるか。
Ａ１算定可能です（２０２１年５月１１日発出の厚労省事務連絡より）。

Ｑ２公的医療保険に加入していない人にＰＣＲ検査や抗原検査を実施した場合、検査の費用は公費負担となるのか。また、費用請求はどのように行うのか。
Ａ２公的医療保険に加入していない場合であっても、ＰＣＲ検査及び抗原検査は行政検査となりますので、公費負担となります。その際の請求は、①医療機関から直接都道府県等に対して当該検査費用を請求する方法、②公的医療保険加入者と同じ流れで、医療機関から社会保険診療報酬支払基金を通じて都道府県等に対して請求する方法の２つがあります。なお、初診料や再診料などの公費対象外点数は、公的医療保険に加入していないため、どこにも請求できません。したがって、その部分については自費請求となると考えます。